

特定小売商業施設の新設の届出に係る条例等の手続き

まちづくり の視点

商業まちづくり推進条例

○ 条例の手続き終了まで工事着手を制限。

H31.3.22 新設届出書の提出

H31.4.17まで 周辺市町村の指定申請（なし）

(R1. 5. 11 設置者が説明会を開催)

R1.7.3まで 関係市町村からの意見聴取
関係市町村の住民等の意見提出

R1.7.23 諮 問

R1.8.7～ 福島県商業まちづくり審議会
からの意見聴取

答 申

届出日から
7か月以内 県の意見（立地の適否）

【関係市町村】
立地 二本松市
隣接 福島市、本宮市、郡山市、田村市、
川俣町、大玉村、三春町、猪苗代町、
浪江町、葛尾村
周辺 なし（指定申請なし）

- 1 関係市町村の長
・意見なし。
- 2 関係市町村の住民等
・意見書の提出なし。

意見なし ⇒ 手続き終了
意見あり ⇒ 対応報告が必要（+2か月）

○ 条例の手続き終了をもって工事着手制限を解除。

条例に基づく県意見の通知後に
大店立地法の新設届出を提出

生活環境 保持の視点

大店立地法

○ 大店立地法の手続き終了まで営業開始を制限。

新設届出書の提出

(設置者が説明会を開催)

立地市町村からの意見聴取
立地住民等の意見提出

大規模小売店舗立地審議会
からの意見聴取

届出日から
8か月以内 県の意見（生活環境^(※)への配慮）

※交通、騒音、廃棄物等

意見なし ⇒ 手続き終了
意見あり ⇒ 対応報告が必要（+2か月）

○ 大店立地法の手続き終了をもって営業開始制限を解除。